

成年後見を使わずに、 高齢者の財産を管理する方法

～家族信託を活用した新しい財産管理のかたち～

このような悩みを家族信託が解決します！

- ✓ 親が認知症になっても、成年後見を使わず財産を管理したい
- ✓ 空き家を売却して、介護施設の費用に充てたい
- ✓ 2次相続で一族から資産が流出することを防ぎたい

いいじま司法書士事務所

司法書士 飯島 克仁

はじめに

このたびは、本冊子をご覧いただきまして、誠にありがとうございます。

本冊子は、高齢者が認知症になった際、預貯金や不動産などの財産管理をする上でどのような問題が生じるのか、また、事前にどのような対策ができるのかを解説しております。

国民の 4 人に 1 人が 65 歳以上という超高齢社会において、認知症患者の数は、厚生労働省の推計で約 462 万人に上るとされています(平成 24 年時点)。認知症になり判断能力が失われると、通常は、成年後見人が財産管理を行います。しかしながら、成年後見制度は本人の財産を守ることが目的であることから、財産管理を行う上での制約も大きく、親族にとって必ずしも使い勝手のいいものとは言えません。

そういった中、近年、成年後見制度に代わるものとして、特に注目されているのが家族信託です。家族信託とは、自分の財産を信頼できる家族に託し、適切に管理・有効活用してもらう仕組みのことをいいます。家族信託を利用することにより、高齢者が認知症になった後でも、成年後見制度を使わずに、家族による財産管理が可能となります。

認知症対策は、事前に準備をしておかないと、いざ判断能力を失ってしまった際に何もできなくなってしまいます。本冊子では、家族信託とはどのようなものかというご説明とあわせて、活用事例もご紹介しています。

まずは家族信託のことを知っていただくきっかけとして読んでいただき、家族信託が認知症の高齢者の財産管理対策として、有効な選択肢のひとつとなり得ることをご理解いただければ嬉しく思います。

平成 29 年 8 月

いいじま司法書士事務所

司法書士 飯島 克仁

目 次

第1章 家族信託とは

- 1. 超高齢社会と認知症700万人時代……………4
- 2. 成年後見制度のデメリットと限界……………5
- 3. 家族信託では、所有権を権利と名義に分けられる！……………7
- 4. 家族信託の機能はここがスゴイ！……………8

第2章 家族信託の活用事例

- 1. 成年後見を使わずに、高齢者の財産を管理する方法……………10
- 2. 空き家を売却して、介護施設の費用に充てる方法……………12
- 3. 賃貸物件オーナーが認知症になっても、管理に困らない方法……………14
- 4. 2次相続で一族から資産が流出することを防ぐ方法……………16
- 5. 共有名義の不動産の売却に困らない方法……………19
- 6. 経営権を手元に残しまま、後継者に自社株を譲渡する方法……………21

第3章 家族信託の手続きの流れ

- 1. 家族信託を設計する際の手続きの流れ……………23
- 2. 家族信託の契約書を作成する際のポイント……………24
- 3. 家族信託の手続きにかかるおもな費用（参考）……………25

第4章 家族信託のよくあるQ&A

- 1. 親が認知症でも家族信託をすることができますか？……………26
- 2. どのような財産を信託することができるのですか？……………27
- 3. 金銭はどのように管理するのですか？……………27
- 4. 固定資産税や所得税は、誰が払うのですか？……………28
- 5. 受託者になることができるのは家族だけですか？……………28
- 6. 受託者が財産を使い込んだ場合はどうなりますか？……………29
- 7. 家族信託はどのような場合に終了するのですか？……………29
- 8. 家族信託が終わると、残った財産はどうなりますか？……………30
- 9. 結局のところ、成年後見や遺言と何が違うのですか？……………30

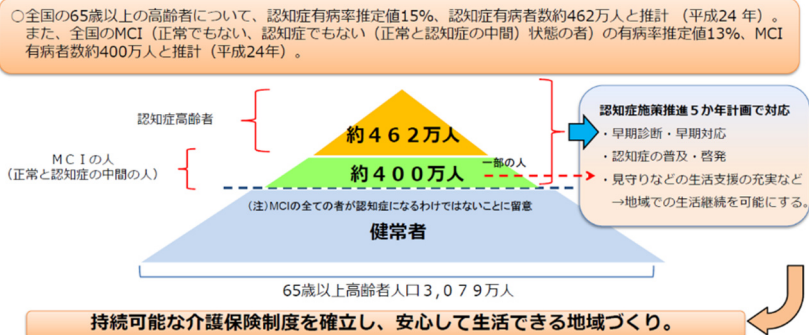
第1章 家族信託とは

1. 超高齢社会と認知症 700 万人時代

(1) 高齢化社会の進展と認知症患者の増加

平成 27 年 9 月、日本の総人口に占める 65 歳以上の高齢者の割合が、過去最高の 26.7%となり、国内における 80 歳以上の高齢者の人口が 1,000 万人を超えたことを総務省が発表しました。

国民の 4 人に 1 人が 65 歳以上という超高齢社会において、**認知症患者の数は、厚生労働省の推計で約 462 万人に上るとされており、その予備軍も約 400 万人と推計されています（平成 24 年時点）。**



出典：「都市部における認知症有病率と認知症の生活機能障害への対応」（H25.5 報告）及び「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱ以上の高齢者数について」（H24.8 公表）を引用

また、平成 35 年（2025 年）には、認知症患者の数が 700 万人を超えるとの推計値も発表されています。これは、65 歳以上の高齢者のうち、5 人に 1 人が認知症になる計算となります。

(2) 認知症患者の財産管理

認知症により判断能力が失われると、本人に対して意思確認をすることが困難となるため、**契約の締結や預貯金の引き出し、定期預金の解約、不動産の売却**といったことができなくなってしまいます。

したがって、超高齢社会では、高齢者の「認知症によって判断能力が失われ

た期間」の財産管理を、誰がどのように行っていくのか、という問題が生じてきました。

現在、判断能力の不十分な方を支援する制度として、おもに利用されているのが「**成年後見制度**」です。

2. 成年後見制度のデメリットと限界

(1) 法定後見と任意後見

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がい等の理由で、判断能力が不十分な方の法律行為や財産管理を支援する制度です。成年後見制度には、「法定後見」と「任意後見」の2つの制度があります。

「法定後見」は、すでに判断能力が衰えた方を支援する制度で、判断能力の程度に応じて「後見」、「保佐」、「補助」の3類型が設けられています。法定後見では、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が本人（判断能力が不十分な方）の支援を行います。

これに対し、「任意後見」は、将来、判断能力が衰えたときに備えて、元気なうちに、支援者（任意後見人）と支援内容を決めておく制度です。任意後見は、本人の判断能力が衰えてきたら、家庭裁判所へ申立てをすることによって開始します。なお、任意後見人には、必ず任意後見監督人が付されます。

◆成年後見制度が利用される理由

もっとも多いのが**預貯金の管理・解約**です。銀行手続きには本人確認が必要となるため、本人が認知症になった場合は、成年後見制度を利用せざるを得ません。このほか、介護施設との入所契約の際や、遺産分割協議で判断能力の不十分な相続人がいる場合などにも利用されています。

(2) 成年後見制度の限界

成年後見制度の目的は、本人の財産を「守る」ことにあるため、成年後見人は家庭裁判所の監督下で、本人の財産を減らさないための管理を行います。

そのため、財産管理を行う上での制約や、成年後見を利用する親族の負担も大きく、利用をためらう人が少なくないのも事実です。

◆成年後見制度のデメリット

① 事実上の財産凍結

本人のために本当に必要な、合理的な理由のある支出しか認められません。そして、いったん成年後見制度を利用すると、本人の財産は成年後見人の管理下に置かれ、たとえ、親族であっても財産に手をつけることができない、いわば「事実上の財産凍結」状態になってしまいます。

② 申立てに時間がかかる

成年後見の申立から成年後見人が選任されるまで、2～3か月程度はかかるため、急な支出などに対応することは難しくなります。

③ 必ずしも親族が選ばれるわけではない

親族を成年後見人の候補者として申立てをしても、必ずしもその親族が選任されるわけではありません。家庭裁判所の判断で、弁護士や司法書士などの専門職が選ばれることもあります。また、親族が成年後見人に選ばれた場合であっても、弁護士や司法書士などの成年後見監督人がつけられる可能性もあります。

④ 専門職への報酬が発生する

弁護士や司法書士などの専門職が成年後見人や成年後見監督人に選任された場合、その者への報酬が発生します。成年後見制度は本人が亡くなるまで続くので、専門職への報酬が継続的に発生することになります。

⑤ 裁判所への報告義務がある

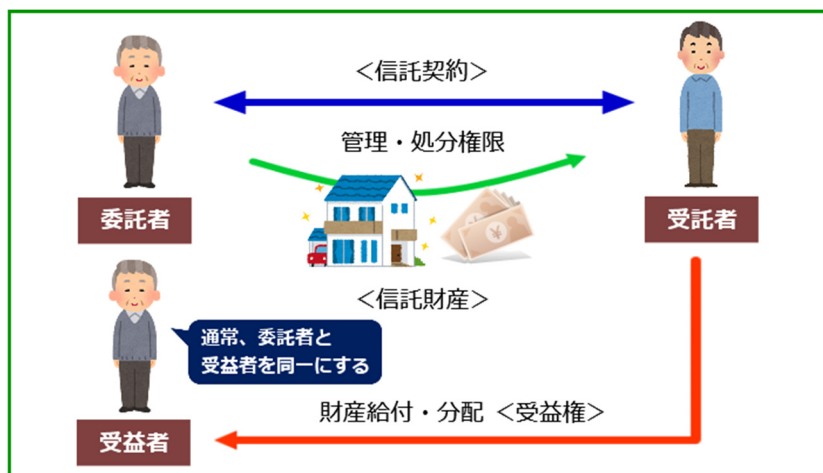
成年後見人は、1年に1回、収支状況や財産目録などを作成して、後見事務に関する報告を裁判所にしなければなりません。

こういった中、近年、成年後見制度に代わる「家族による家族のための財産管理」として、特に注目されているのが「**家族信託**」です。

3. 家族信託では、所有権を権利と名義に分けられる！

(1) 家族信託の登場人物

家族信託とは、自分（＝委託者）の財産を、信頼できる家族（＝受託者）に託す仕組みのことをいいます。委託者は、託した財産で「誰のことを守ってほしいのか」を決めておきます。家族信託で守られる（信託財産から利益を受ける）人のことを「受益者」といいます。受託者は、受益者のために、託された財産の管理・活用・給付などを行います。



このように、家族信託は、基本的に、**委託者・受託者・受益者**の3人の登場人物から成り立っています（※財産を受ける権限を「**受益権**」といいます）。

◆家族信託の登場人物

【**委託者**】：財産を託す人（財産の所有者）

【**受託者**】：財産を託される人（管理を行う権限を有する人）

【**受益者**】：家族信託で守られる人（財産を受ける権限を有する人）

(2) 信託された財産は、権利と名義に分けられる！

財産の所有権は、権利（財産を受ける権限）と名義（管理を行う権限）から

成っています。ただし、これを分離することはできないので、もし財産の所有者が認知症で判断能力を失うと、管理をすることも財産を受けることもできない状態になってしまいます。

一方、家族信託を利用すると、**財産の所有権を「権利」と「名義」に分けることができるため**、財産を受ける権限（権利）は元の所有者に残したまま、管理を行う権限（名義）だけを別の人に持たせることも可能となります。

これにより、元の所有者が認知症になっても、何ら影響を受けることなく、「名義」を持っている人が財産管理を続けることができ、「権利」を持っている人が財産を受けられるようになります。

◆委託者と受益者を同一にする理由

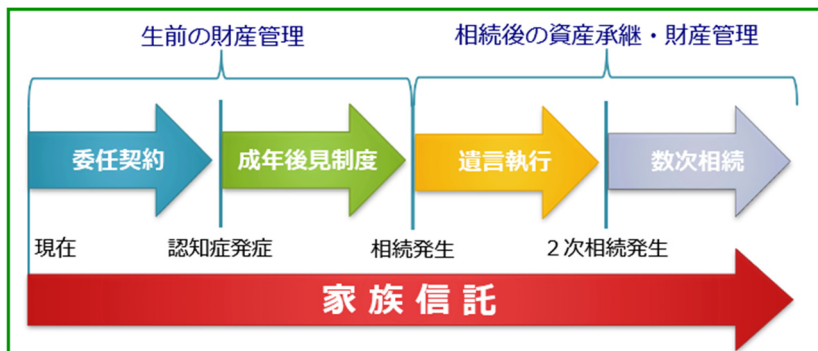
家族信託をすることで信託財産の名義は「受託者」になりますが、**税務上は財産を受ける権限を持つ「受益者」が所有者とみなされます**。したがって、受益者を誰にするかによって課税関係も変わります。

- ・ **委託者と受益者が同じ場合**（※これを「**自益信託**」といいます）
→税務上の所有者に変更はなく、贈与税や不動産取得税などは生じない
 - ・ **委託者と受益者が異なる場合**（※これを「**他益信託**」といいます）
→税務上の所有者に変更があり、贈与税や不動産取得税などが生じる
- 以上から、家族信託を設定する際には、贈与税や不動産取得税を発生させない「**委託者＝受益者**」のかたちにするのが一般的です。

4. 家族信託の機能はここがスゴイ！

家族信託は、財産管理委任契約・成年後見制度・遺言といった、さまざまな財産管理制度の機能を持ち合わせています。

通常、それぞれの財産管理制度を利用する場合には、それぞれ別個の手続きを必要としますが、家族信託では、**ひとつの信託契約の中にこれらの機能をすべて盛り込むことができます**。



(1) 財産管理委任契約の機能がある！

家族信託をすることにより、委託者は自分の財産を受託者に託します。信託財産の所有権は「権利」と「名義」に分けられ、財産を受ける権限（権利）を受益者が持ち、管理を行う権限（名義）を受託者が持つことになります。

受託者は、信託契約で定められた目的に沿って、受益者のために財産の管理・活用・給付を行います。

(2) 成年後見制度の機能がある！

信託の途中で、委託者が認知症になり判断能力を失った場合でも、受託者が受託者の権限で財産管理を続けることができます。

したがって、成年後見制度を使わなくても、財産管理に支障をきたすことはありません。

(3) 遺言の機能に加え、これを超える機能もある！

あらかじめ、信託契約の中に「自分が亡くなったら信託を終了して、財産を〇〇に帰属させる」と定めておけば、遺言書を作っておいたことと同じ効力が得られ、自分の希望どおりに財産を承継させることができます。

さらに、自分が亡くなった後も信託を終了させずに、2次受益者、3次受益者というように後継の受益者を決めておけば、遺言では不可能だった2次相続以降の財産の承継先まで指定することができます。

第2章 家族信託の活用事例

1. 成年後見を使わずに、高齢者の財産を管理する方法

高齢の父親が、自分の健康問題を気にしています。

父親の資産には、自宅のほか預貯金がありますが、認知症など万一の場合に備え、これらの管理を息子に任せたいと考えています。

また、相続税が発生する可能性もあるので、その場合には、何らかの対策を行いたいとも考えています。

(1) 家族信託を使わないと…

将来、父親に入院費や介護施設の費用などが発生した際、父親の口座から支払いたくても、父親が認知症で判断能力を失っていると、父親の意思確認ができないため、預貯金を引き出すことができません。

このような場合、一般的には成年後見制度が利用されていますが、申立手続きに時間がかかることや、成年後見人に専門職が選任されると報酬が継続的に発生することなど、不都合な面もあります。

また、成年後見制度を利用すると、アパート建設や不動産の購入といった相続税対策をすることもできなくなります。なぜなら、相続税対策は、相続税を払う推定相続人（息子）のために行うことであり、本人（父親）のために必要なこととはいえないからです。

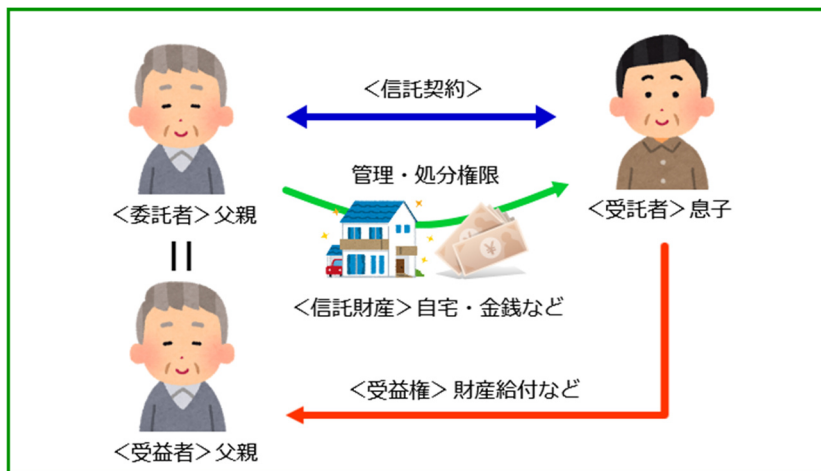
したがって、もはや柔軟な財産の管理や活用をすることは不可能となり、いわば、事実上の資産凍結状態になってしまいます。

(2) 家族信託でこのように解決！

父親が元気なうちに、自宅や預貯金を息子に託しておきます。信託の当事者は、父親が委託者兼受益者、息子が受託者となります。

なお、委託者と受益者が同一（父親）なので、信託をすることによって、贈

与税や不動産取得税が発生することはありません。



信託をすることにより、自宅の所有権は「権利」と「名義」に分かれます。「権利」は受益者である父親が、「名義」は受託者である息子が持つことになります。つまり、財産を受ける権限を父親に残したまま、管理を行う権限だけを息子に移したことになります。

また、預貯金については、新たに信託口座を開設して、そこに金銭を移して管理を行っていくことになります。

これにより、将来、父親が認知症になり判断能力を失ったとしても、息子が受託者の権限で財産管理を続けることができます。入院費や介護施設の費用などが発生した際に、父親の意思確認を必要とせず、息子が管理している信託口座から支払いができるようになります。つまり、成年後見制度を使わなくても財産管理に支障をきたすことはありません。

また、家族信託を利用することで、賃貸アパートを建設したり、不動産を購入するなどといった相続税対策も、父親の意思確認を必要とせず、息子が受託者の権限で行うことが可能となります。

このように、柔軟な財産管理や相続税対策が可能になる点は、成年後見制度と大きく異なる点であり、家族信託のメリットと言えます。

2. 空き家を売却して、介護施設の費用に充てる方法

実家にひとり暮らしをしている高齢の母親がいますが、最近、足腰が悪くなってきたため、高齢者施設への入所を検討しています。

施設へ入所すると実家は空き家になってしまうので、必要があれば売却して施設費用に充てたいと考えています。

(1) 家族信託を使わないと…

不動産を売却する際、母親が認知症で判断能力を失っていると、母親の意思確認ができないため、売却手続きを進めることができません。

このような場合、一般的には成年後見制度が利用されていますが、問題は、母親に成年後見人をつけたからといって、売却できるとは限らない点です。

なぜなら、自宅の売却には家庭裁判所の許可が必要であり、許可が下りるには「売却をすることの合理的理由」がなければならないからです。この点、母親の財産に自宅のほかに十分な預金があり、それで生活費等がまかなえるような場合は、裁判所の許可が下りない可能性があります。

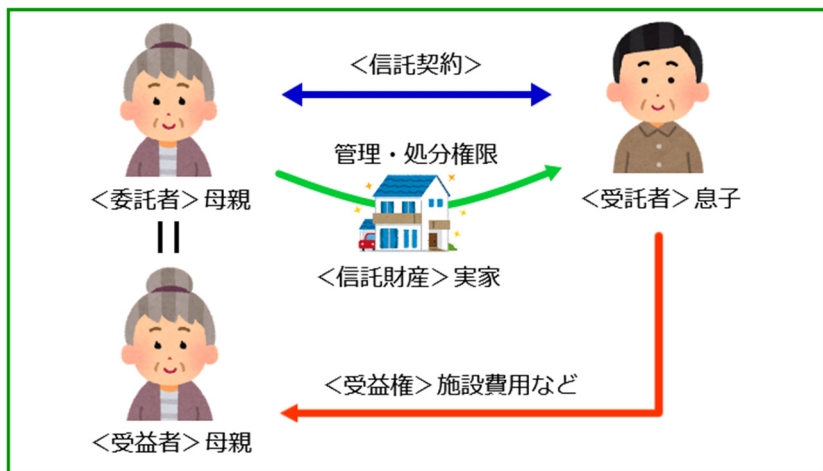
このように、母親が認知症で判断能力を失ってしまうと、自宅を売却したくてもできない状況になってしまうおそれもあります。

もちろん、成年後見制度を利用することで売却ができることもありますが、売却ができたとしても成年後見は継続するので、引き続き、裁判所の監督下で成年後見人による管理が行われることになります。

(2) 家族信託でこのように解決！

母親が元気なうちに、実家を息子に託しておきます。信託の当事者は、母親を委託者兼受益者、息子を受託者とします。

なお、委託者と受益者が同一（母親）なので、信託をすることによって、贈与税や不動産取得税が発生することはありません。



信託をすることにより、実家の所有権が「権利」と「名義」に分かれます。「権利」は受益者である母親が、「名義」は受託者である息子が持つことになります。つまり、財産を受ける権限を母親に残したまま、管理を行う権限だけを息子に移したことになります。

信託契約では、息子に実家の売却権限も与えておきます。これにより、母親が認知症になり判断能力を失ったとしても、息子が受託者の権限で実家を売却することができます。売却手続きに母親の意思確認は必要ありませんし、成年後見制度を使う必要もありません。

なお、実家の売却代金は、そのまま信託財産となります。つまり、信託していた財産が「不動産」から「金銭」に形を変えたことになります。したがって、売却後は、息子は信託財産として金銭の管理を行い、必要があれば、施設費用の支払いなどに活用していくことになります。

また、信託契約に「母親が亡くなった際は信託を終了させて、現金が残っていたら息子に帰属させる」旨を定めておけば、遺言書を作っておいたことと同じ効果が得られます。

このように、家族信託を活用することで、成年後見制度を使うよりもスムーズかつ確実に、不動産の売却手続きを進めることができます。

3. 賃貸物件オーナーが認知症になっても、管理に困らない方法

賃貸アパートを所有している父親がいます。

父親は、これまで自分でアパートの管理業務を行っていましたが、高齢のため、管理をするのが困難になってきました。

そこで、これからはアパートの管理を息子に任せ、家賃収入から生活費をもらって生活していきたいと考えています。

(1) 家族信託を利用しないと…

将来、父親が認知症になり判断能力を失ってしまった場合には、父親に代わり、家族が賃貸アパートにかかわる契約行為を行う、というわけにはいきません。そのため、家賃の管理や新規入居希望者との賃貸借契約の締結、将来発生する大規模修繕や建て替え、売却といったことができなくなります。

このような場合は、一般的には成年後見制度が利用されていますが、すべてが解決できるわけではありません。特に、アパートの大規模修繕や建て替え、売却などは必ずしもできるとは限りません。本人（父親）のために必要な行為であるかどうか、家庭裁判所の判断によるものと考えられるからです。

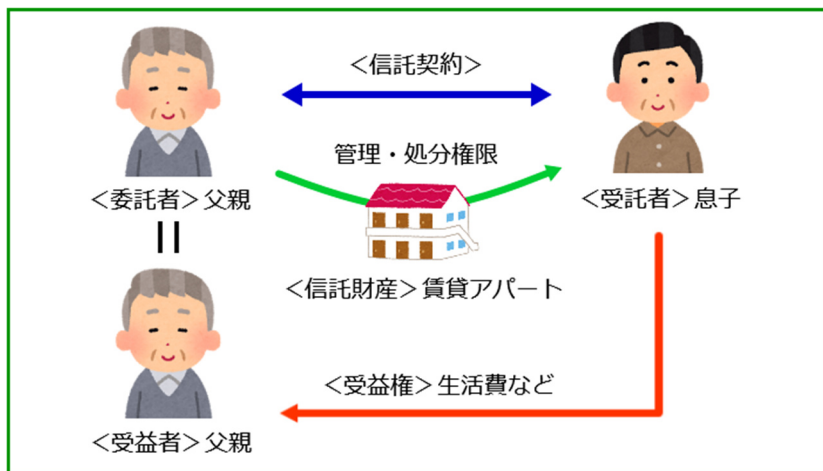
また、成年後見制度を利用すると、裁判所への報告義務が発生することや、成年後見人に専門職が選任されると報酬が継続的に発生することなど、マイナス面も少なくありません。

このように、父親が認知症になり判断能力を失ってしまうと、賃貸アパートの管理に支障をきたすおそれがあります。

(2) 家族信託でこのように解決！

父親が元気なうちに、賃貸アパートを息子に託しておきます。信託の当事者は、父親を委託者兼受益者、息子を受託者としてします。

なお、委託者と受益者が同一（父親）なので、信託をすることによって、贈与税や不動産取得税が発生することはありません。



信託をすることにより、賃貸アパートの所有権が「権利」と「名義」に分かれます。「権利」は受益者である父親が、「名義」は受託者である息子が持つこととなります。つまり、財産を受ける権限を父親に残したまま、管理を行う権限だけを息子に移したことになります。

賃貸アパートを託された息子は、信託契約で定められた目的にしたがって、家賃収入から父親へ生活費を振り込むことのほか、アパートの管理業務を行っていきます。

これにより、将来、父親が認知症になり判断能力を失ったとしても、息子が受託者の権限でアパートの管理業務を続けることができます。つまり、成年後見制度を使わなくても、管理に支障をきたすことはありません。

将来的に、父親が入院したり、介護施設へ入所することになった場合は、家賃収入から費用を支払っていきます。また、状況によっては、アパートを売却して費用を捻出することも可能となります。

このように、家族信託を活用することで、父親が認知症になり判断能力を失った際に、成年後見制度を利用するよりも、アパートの管理業務をスムーズに行うことが可能となります。

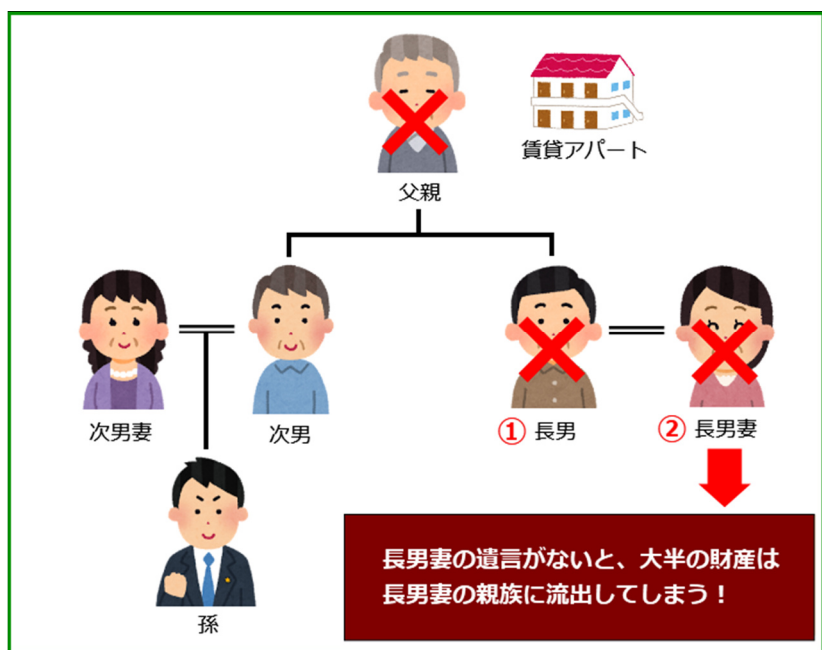
4. 2次相続で一族から資産が流出することを防ぐ方法

賃貸アパートを所有している父親には、ふたりの息子がいます。長男夫婦には子どもがいませんが、次男夫婦には子ども（孫）がいます。

父親は、自分が亡くなった後は、まずは長男に相続してもらおうつもりですが、長男夫婦が他界した後は、先祖代々からの資産であるため、次男の息子（孫）に継いでもらいたいと考えています。

(1) 家族信託を使わないと…

ここでは、①父親が「長男に相続させる」との遺言書を作っていて、②父親→長男→長男の妻の順に、亡くなったものと仮定します。



まず、父親が亡くなった際は、遺言書のとおり長男が相続します。

次に、長男が亡くなった際は、民法上、長男の妻が4分の3、次男が4分の

1 を相続することになります。

その後、長男の妻が亡くなった際は、民法上、妻の両親やきょうだいなどが相続することになります。

したがって、父親の希望どおり、最終的に次男の息子（孫）に財産を引き継いでもらうためには、長男の妻に「次男の息子に財産を渡す」という内容の遺言書を作ってもら必要があります。しかしながら、そのような遺言書を作るかどうかはあくまでも長男の妻次第であり、もし作ってもらえなければ、それまでになってしまいます。

このように、もともとは父親の財産だったものが、最終的には血のつながりのない長男の妻の親族に流出してしまう可能性があります。

（２）家族信託でこのように解決！

父親が元気なうちに、賃貸アパートを孫に託しておきます。信託の当事者は父親を委託者兼受益者、孫を受託者とします。

なお、委託者と受益者が同一（父親）なので、信託をすることによって、贈与税や不動産取得税が発生することはありません。

信託をすることにより、賃貸アパートの所有権が「権利」と「名義」に分かれます。「権利」は受益者である父親が、「名義」は受託者である孫が持つことになります。つまり、財産を受ける権限を父親に残したまま、管理を行う権限だけを孫に移したことになります。

また、今回のケースでは、受益者と残余財産の帰属者について、以下のよう
に定めておきます。

【第1受益者】：父親

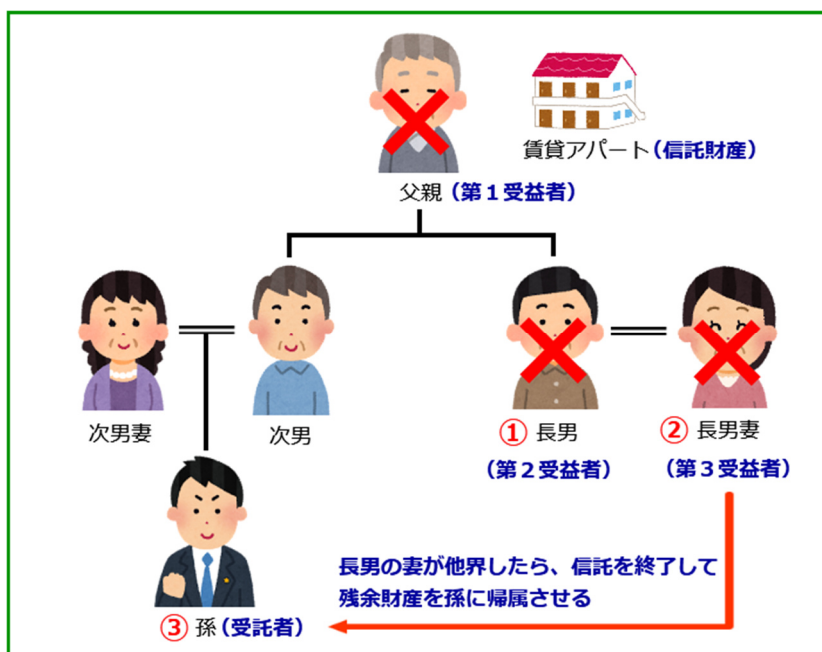
【第2受益者】：長男（父親が亡くなった場合）

【第3受益者】：長男の妻（長男が亡くなった場合）

【残余財産の帰属者】：孫（長男の妻が亡くなった場合）

受託者である孫は賃貸アパートの管理を行い、その家賃収入から父親に生活費などを給付していきます。そして、父親が亡くなった後は、第2受益者である長男に給付し、長男が亡くなった後は、第3受益者である長男の妻に給付していくことになります。

最終的に、長男の妻が亡くなった際は、家族信託を終了して、孫がアパートの所有権を引き継ぐことになります。



このように、家族信託では、受益者を2次受益者、3次受益者と先々まで定めることができ、これによって遺言では不可能であった2次相続以降の財産の承継先を指定することが可能となります。

遺言で指定できる財産の承継先は1代限り（自分の財産を誰にわたすか）なので、このような財産承継の仕組みができることは家族信託の大きなメリットのひとつといえます。

5. 共有名義の不動産の売却に困らない方法

高齢の4人きょうだいが、親から相続した賃貸アパートを共有名義で所有しています。

アパートの管理も大変なので、売却でしようかという話になりましたが、みんな高齢のためなかなか進みません。

(1) 家族信託を使わないと…

共有名義の不動産を売却するには、共有者全員の同意が必要となります。そして、売却手続きにおいては、共有者全員の意思確認や、共有者全員が書類に署名押印を行うといったことが必要となります。

この点、共有者のうち、誰かひとりでも認知症になり判断能力を失ってしまうと、成年後見制度を利用せざるを得ないため、売却手続きには時間がかかることになります。また、売却した後も成年後見制度は続くため、引き続き、成年後見人による管理が行われることになります。

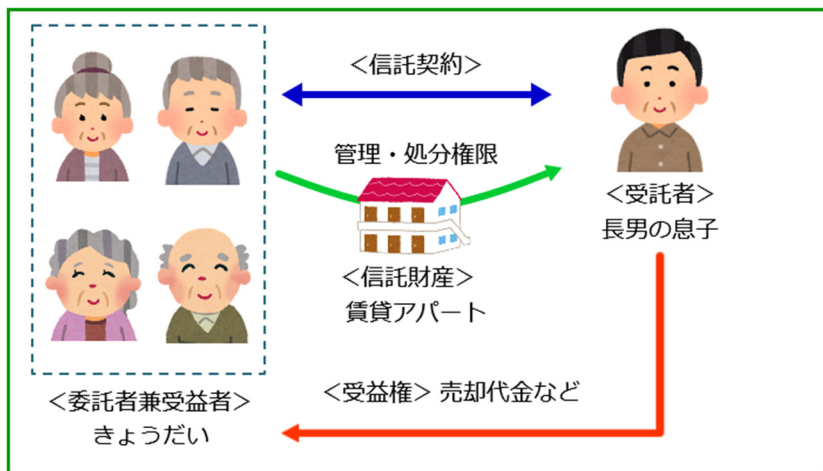
また、共有者に相続が発生すると、不動産の名義人に亡くなった方の相続人が加わるため、共有者の数がさらに増えていくことになります。その結果、共有者全員の協力が得られず、売却できない状況になりかねません。

このように、共有者に認知症や相続などが発生すると、共有名義の不動産を売却することは非常に困難な作業となります。

(2) 家族信託でこのように解決！

きょうだい全員が元気なうちに、アパートを信頼できる者に託します。今回のケースでは、長男の息子に託すことにしました。信託の当事者は、きょうだい全員を委託者兼受益者、長男の息子を受託者とします。

なお、委託者と受益者が同一（きょうだい全員）なので、信託をすることによって、贈与税や不動産取得税が発生することはありません。



信託をすることにより、賃貸アパートの所有権が「権利」と「名義」に分かれます。「権利」は受益者であるきょうだい全員が、「名義」は受託者である長男の息子が持つことになります。つまり、財産を受ける権限をきょうだい全員に残したまま、管理を行う権限だけを長男の息子に移したことになります。

信託契約では、長男の息子にアパートの管理権限のほか、売却権限も与えておきます。

これにより、きょうだいの誰かが認知症になったとしても、影響を受けることなく、長男の息子が受託者の権限でアパートを売却することができます。売却手続きでは、きょうだい全員の意思確認など必要ありません。

また、きょうだいの誰かに相続が発生したとしても、財産を受ける権限（受益権）が相続されるだけなので、新たに相続人となった者が売却手続きに関与する必要はありません。つまり、長男の息子がアパートの管理や売却を行う権限を持っていることに変わりはありません。

最終的に、アパートが売却できたら、売却代金を各受益者に分配して、信託を終了させるように信託契約に定めておきます。

このように、本来は大変な作業となる共有不動産の売却が、家族信託を利用することで、受託者だけでスムーズに手続きを進めることが可能となります。

6. 経営権を手元に残したまま、後継者に自社株を譲渡する方法

自社株を100%保有しているオーナー社長がいます。

息子に事業承継することを考えていますが、今、株式を生前贈与してしまうと、高額の贈与税がかかることが悩みです。

また、経営をすべて息子に任せてしまうのも不安なので、もう少しばかりの間は、自分が経営を行いたいと思っています。

ただ、自分に万が一のことがあった場合を考えると、今のうちに何か対策をしておかなければとも考えています。

(1) 家族信託を使わないと…

株式の譲渡に関しては、まず、株式をどのように譲渡するかという問題があります。

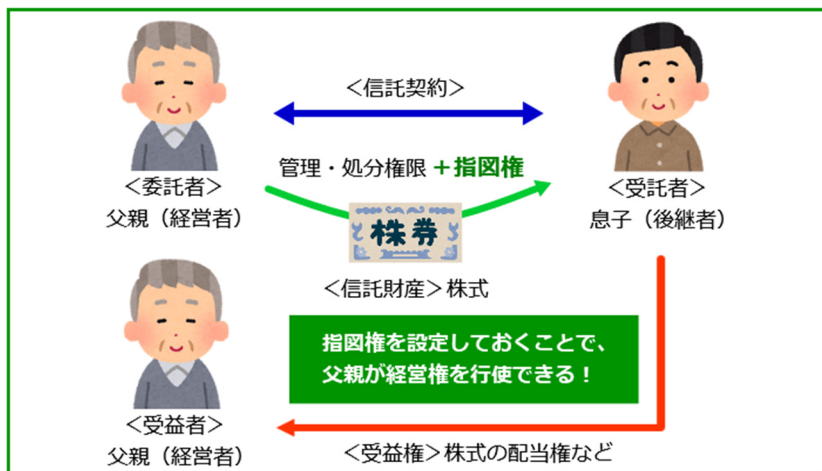
一般的には、生前贈与や売買、遺言などが利用されますが、生前贈与では多額の贈与税がかかってしまう可能性があること、売買では株式の買い取り資金が必要となること、遺言では相続が発生するまで株式が移転しないので、それまでに経営者が認知症になってしまった場合、会社の経営がストップしてしまうおそれがあることなど、いずれの方法によっても、何らかの問題が生じてしまいます。

また、いったん株式を譲渡すると、経営権（株式の議決権）も手放すことになるので、後継者が不適格であった場合や、結局継がないことになった場合などに、簡単に元に戻すことができないという問題もあります。

(2) 家族信託でこのように解決！

父親が元気なうちに、自社株を息子に託しておきます。信託の当事者は、父親を委託者兼受益者、息子を受託者とします。

なお、委託者と受益者が同一（父親）なので、信託をすることによって、贈与税や不動産取得税が発生することはありません。



信託をすることにより、自社株の所有権が「権利」と「名義」に分かれます。「権利」は受益者である父親が、「名義」は受託者である息子が持つことになります。つまり、財産を受ける権限（株式の配当権）を父親に残したまま、管理を行う権限だけを息子に移したことになります。

これにより、自社株を託された息子は、受託者の権限で株式の議決権を行使することができるようになります。つまり、贈与税をかけずに、会社の経営権を渡すことが可能となります。

しかしながら、今回のケースでは、父親がまだ自分で経営を行いたいと考えていることから、委託者（父親）が受託者（息子）に議決権の行使内容を指示できる「指図権」というものを設定しておきます。この「指図権」によって、事実上、父親が経営権を持っていることと同じ状態になります。つまり、経営権を自分の手元に残したまま、株式を譲渡することが可能になります。

さらに、息子が後継者として不適格であった場合や、結局継がないことになった場合には、父親の判断で信託契約を解除して、株式を元に戻すことも可能となります。

このように、家族信託を活用することによって、事業承継におけるさまざまなニーズに対応することができるようになります。

第4章 家族信託の手続きの流れ

1. 家族信託を設計する際の手続きの流れ

① ご相談

家族信託で達成したい目的をヒアリングし、家族信託を活用することができるか、家族信託以外にもっとよい方法はないか等を検討します。

② 提案書の作成

家族信託を活用することが適切であると判断できた場合、どのような内容になるのか、大まかな設計をご提案します。

③ 信託契約書（案）の作成

信託契約書（案）の作成を行います。契約書（案）の作成後、内容についてご確認いただきます。

④ 金融機関・公証役場との打ち合わせ

信託契約書（案）をもとに、家族信託の手続きにかかわる金融機関・公証役場等と打ち合わせを行います。

⑤ 信託契約書の締結

公証役場にて、信託契約書の締結を行います。
契約の当事者は、委託者と受託者になります。

⑥ 信託の開始

不動産の登記や信託口座の開設、預貯金の移動などを行い、受託者が信託財産の管理を開始します。

2. 家族信託の契約書を作成する際のポイント

(1) 家族信託をする目的は何か？

ご自身の財産をどのように活用したいのか、どのように継承したいのかなど、家族信託で達成したい目的を明確にしておくことが重要になります。

◆信託の目的の例

- ・認知症に備えて、今のうちから財産管理を子どもに任せたい
- ・自宅が空き家になったら売却して、介護施設の費用に充ててほしい
- ・先祖代々からの資産を、子どもや孫に引き継いでもらいたい

(2) 信託の当事者はだれか？

信託の当事者（委託者・受託者・受益者）を検討します。

特に、受託者には信託財産の管理を任せることになるので、信頼できる人を選びます。また、受託者が不在となった場合に備え、第2受託者、第3受託者などのように、予備の受託者を置くことも検討します。

(3) 信託する財産を何にするか？

財産の棚卸を行い、受託者にどの財産を託すのかを検討します。

必ずしも、すべての財産を信託する必要はありません。

(4) 受託者にどんな権限を与えるか？

財産管理のほか、不動産の購入・売却・賃貸など、受託者にどのような権限を与えるのかを検討します。

(5) 家族信託をどのタイミングで終わらせるか？

家族信託をいつ終わらせるのか（どこまで続けるのか）を検討します。

たとえば、ご自身が亡くなった時点で信託を終了させるのか、または次の受益者を決めて信託を継続させるのか、あるいは不動産の売却ができた時点で終

了させるのかなど、信託の目的と照らし合わせて検討します。

(6) 残った財産を誰に帰属させるか？

信託終了時に残っていた財産を、誰に帰属させるのかを検討します。

財産の帰属権利者を定めておくことにより、遺言書を書いておいたことと同じように、自分の願いどおりに財産を承継させることができます。

◆信託契約書は自分で作ることができる？

書籍やインターネットなどで、信託契約書のひな型を見かけることも多くなってきました。しかしながら、家族信託は信託の目的や家族関係、資産状況、資産の承継方法など、個々の事案によって内容は千差万別ですので、安易にひな型を使うと、不用意な税金を課せられてしまうなど、思わぬトラブルが発生するおそれがあります。

したがって、家族信託を設定する場合には、家族信託に精通した専門家に相談することを強くおすすめします。

3. 家族信託の手続きにかかるおもな費用（参考）

(1) 信託契約書作成にかかる費用

- ・家族信託設計コンサルティング報酬
：30万円～（信託財産の価格に応じて変動します）
- ・公証役場に支払う手数料（実費）
：数万円～（信託財産の価格に応じて変動します）

(2) 信託登記にかかる費用（信託財産に不動産がある場合）

- ・信託登記の手続報酬
：10万円～（信託財産の価格に応じて変動します）
- ・信託登記の登録免許税（実費）
：不動産評価額の約0.4%

第4章 家族信託のよくあるQ & A

Q 1. 親が認知症でも家族信託をすることができますか？

A. 家族信託は、委託者（財産の所有者）と受託者（財産管理を託される人）との間の信託契約によって開始します（※遺言など、他の方法によることもできますが、信託契約によることが一般的です）。

契約を結ぶ以上、少なくとも契約内容を理解できるだけの「判断能力」が必要とされますが、この判断能力は、遺言書をつくる際よりも高度なものであると考えられます。

したがって、すでに認知症と診断されている場合は、家族信託をすることは難しいと言わざるを得ません（軽度の認知症の場合などは、必ずしもできないとは言い切れません）。

判断能力に関して、親がすでに認知症と診断された、あるいは認知症の疑いがあるという状況で「家族信託ができますか？」というお問い合わせをいただくことがあります。このような場合は、実際にその方とお会いすることや、専門的な診察を受けてもらうことなどによって、家族信託ができるかどうかを慎重に見極めていくことになります。

◆認知症対策を行う最後のタイミング

親が元気なうちに対策を始めることができればベストですが、親が認知症になったり、相続が起こった話をするきっかけは作りにくいものです。

しかしながら、そのままズルズルと何もせずにいた場合に、いざ認知症になってしまうと、もはやどうすることもできません。

今は元気であっても、体調の変化など何らかの不安を感じるタイミングは必ずやってきます。この時が対策を行う最後のタイミングです。

完璧な準備とまではいなくても、少なくとも、不安を感じたときにすぐに動き出せるようにはしておくべきです。

Q2. どのような財産を信託することができるのですか？

A. 負債を除き、財産的な価値のあるものなら、何でも信託することができます。例えば、現金、動産、不動産、上場株式・未上場株式・投資信託・国債といった有価証券、特許権・商標権・著作権といった知的財産権などが対象となります。また、ペットも動産として信託することができます。

ただし、法律的には信託することができる財産であっても、手続上、信託することができない場合があることに注意が必要です。これは、家族信託がまだ普及しはじめた段階であることから、金融機関など実務上の対応が追いついていないことが原因です。したがって、実際に信託されている財産としては、**現金や不動産、未上場株式**などがほとんどです。

◆預貯金口座は信託できない？

たとえば、信託契約書に、信託財産として「〇〇銀行△△支店・普通預金□□□□□□□□」のように、預貯金口座「そのもの」を記載しても信託は成立しません。

なぜなら、預貯金債権（法律上、銀行に預けているお金は「現金」ではなく「預貯金債権」という扱いになります）は、金融機関との契約上、第三者に譲渡できないことになっているからです。そのため、預貯金口座「そのもの」を受託者に託すことができないのです。

そこで、預貯金を信託する場合には、いったん払い戻しを受けて現金化し、「現金」として信託することになります。

Q3. 金銭はどのように管理するのですか？

A. 受託者には「**分別管理義務**」という義務が課されています。これは、委託者から託された財産と、自分の財産をきちんと分けて管理しなければならないというものです。

この点、信託された金銭を、受託者が普段使っている自分名義の口座に入金

してしまうと、分別管理は難しくなります。

したがって、**金銭を管理する場合には、通常、信託専用の口座（信託口座）を開設して管理していくことになります。**口座名義の例としては「委託者〇〇受託者△△信託口」のようになります。まだ信託口座を作ることができる金融機関はそれほど多くありませんが、少しずつ増えてきています。

Q 4. 固定資産税や所得税は、誰が払うのですか？

A. 家族信託をした場合、固定資産税や所得税は、以下のように取り扱います。

① 固定資産税について

固定資産税は、不動産の登記簿上の名義人に課税されます。不動産を信託すると、名義人は「**受託者**」になるので、受託者に課税されることとなります。ただし、不動産を信託する場合は、あわせて金銭も信託して、その金銭から固定資産税を払っていくことが一般的です。したがって、実質的には受益者が負担するようなかたちになります。

② 所得税について

家族信託では、税務上、財産を受ける権限を持つ「**受益者**」が所有者とみなされるので、たとえば賃貸アパートを信託した場合は、家賃収入も受益者に帰属することになります。したがって、所得税は受益者に課税され、確定申告も受益者が行う必要があります。なお、実際は、受託者が受益者に代わって確定申告を行うことが一般的です。

Q 5. 受託者になることができるのは家族だけですか？

A. 「家族信託」という言葉から、家族しか受託者になれないと思われがちですが、決してそのようなことはありません。

法律上、受託者になれないのは、**未成年者・成年被後見人・被保佐人**のみです。いいかえれば、それ以外の者は、家族でも家族以外の者でも、個人でも法人でも受託者となることができます。

ただし、受託者は財産管理という大切な役割を担うので、信頼できる人であ

るべきなのは言うまでもありません。逆にいえば、財産管理を任せられる人が見つからないような場合は、家族信託の利用は控えるべきです。

◆受託者は報酬をもらっているの？

信託契約の中に、信託報酬を支払う旨の定めを設けた場合には、受託者は信託報酬をもらうことができます。

ただし、家族信託は、当事者間の信頼関係の上に成り立っているため、信託報酬は定めないことのほうが一般的です。

Q6. 受託者が財産を使い込んだ場合はどうなりますか？

A. 受託者が信託財産を横領するなど、財産管理を適切に行わなかった場合、受益者は、損失の補填や現状回復などを請求することができます。

なお、受託者が信託事務をしっかりと行っているかどうかを監督する役割として「**信託監督人**」を置くこともできます。信託監督人になるための資格は特に必要ありませんが、専門的な知識を必要とするため、弁護士や司法書士などの専門家が就任することが一般的です。

もっとも、家族信託は、当事者間の信頼関係の上に成り立つものなので、使い込まれる心配をしなければならない受託者しか見つからないような場合は、そもそも家族信託を利用するべきではないとも言えます。

Q7. 家族信託はどのような場合に終了するのですか？

A. 信託契約の中に、「**家族信託の終了事由**」を定めておいた場合には、その定めに従って、信託が終了することになります。

たとえば、高齢の親の財産管理が信託の目的である場合は「親が亡くなったら終了する」、不動産の売却が目的の場合は「売却できたら終了する」といったように、通常は、信託契約書の中に終了事由を定めておきます。

また、信託の終了に関する定めがない場合は、委託者と受益者の合意により、

いつでも家族信託を終了させることができます。このほか、受託者と受益者が同一の状態が1年間継続した場合や、受託者がいない状態が1年間継続した場合などにも、信託は終了します。

Q 8. 家族信託が終わると、残った財産はどうなりますか？

A. 信託が終了した場合、残余財産は、以下のとおりに帰属されます。

◆残余財産の帰属先

【第1順位】：信託契約に定められた残余財産受益者または帰属権利者

【第2順位】：委託者または委託者の相続人その他一般承継人

【第3順位】：清算受託者

通常は、信託契約の中に、あらかじめ残余財産の帰属者を決めておくので、その定めに従い、財産の引き渡しを行います。

これにより、遺言書を書かなくても、遺言書を作っておいたことと同じように、自分の願いどおりに財産を承継させることができます。

Q 9. 結局のところ、成年後見や遺言と何が違うのですか？

A. 成年後見制度は、本人の財産を守ることが目的であるため、たとえば自宅の売却には裁判所の許可が必要となるなど、管理を行う上で大きな制約があります。これに対し、家族信託では、本人（委託者）の判断能力の低下に影響を受けずに、受託者が信託の目的の範囲内で、柔軟な財産管理を行うことができます。ここが大きな違いとなります。

また、遺言では、相続が発生してはじめて財産が移転するので、生前から財産管理を行うことはできません。また、財産の承継先を決められるのも1代限り（自分の財産を誰にわたすか）しかできません。これに対し、家族信託では、生前から受託者に財産管理を任せられるほか、2次相続以降の財産の承継先を指定することができる点が異なります。

著者紹介

司法書士 飯島 克仁（いいじま かつひと）プロフィール



1974 年、埼玉県毛呂山町生まれ。

映画「ウォーターボーイズ」のモデルとなったことで知られる埼玉県立川越高校を卒業後、早稲田大学社会科学部を経て、2004 年に司法書士試験合格。都内の司法書士事務所での勤務を経て、2009 年に「いいじま司法書士事務所」を開設。

認知症による財産凍結に備える「家族信託」にも積極的に取り組んでいるほか、不動産の相続登記、遺言書の作成、成年後見、抵当権抹消、会社・法人の設立などの業務を行っている。

家族信託の普及を目的とした一般社団法人家族信託普及協会の正会員であり、同協会が認定する「家族信託専門士」の資格を保有している。

家族信託の実務に精通した数少ない専門家として、「家族信託セミナー」を精力的に行っており、講演回数は 30 回を超える。

話しやすい雰囲気と、専門用語を使わない、わかりやすい説明で「堅苦しくない司法書士」として奮闘を続け、2019 年に独立開業 10 周年を迎えた。

当事務所のホームページ

・「いいじま司法書士事務所」<https://ijima-shihou.com>

友達リクエスト・フォロー大歓迎です！

・ Facebook : katsuhitoijima

・ Twitter : @katsuhitoijima

おわりに

いいじま司法書士事務所では、認知症の高齢者の財産管理対策や相続対策、事業承継対策などに活用できる家族信託の普及に努めております。

家族信託のことでご不明な点、聞いてみたいこと、その他相談してみたいことがございましたら、お気軽にお問い合わせください。

手続きのこと、費用のこと、その他どのようなことでもかまいません。

すべてのお問い合わせに対し、わかりやすい言葉で、丁寧にご説明します。

また、セミナー講師・執筆等のご依頼も、積極的にお受けしておりますので、どうぞお気軽にお問い合わせください。

それでは皆さまからのご連絡を心よりお待ちしております。

いいじま司法書士事務所

司法書士 飯島 克仁

お問い合わせ・講師・執筆等のご連絡はこちら

■ お電話から : 049-256-4961 (平日9時~18時)

■ メールから : info@ijima-shihou.com (24時間受付)

成年後見を使わずに、高齢者の財産を管理する方法

いいじま司法書士事務所 / 司法書士 飯島克仁

〒354-0035 埼玉県富士見市ふじみ野西 1-24-8 さくらビル 303

TEL: 049-256-4961 / FAX: 049-256-4962

E-mail: info@ijima-shihou.com

無断転載・複製を禁じます。